

いじめ問題への取組マニュアル



令和3年2月改定

いじめ問題への取組マニュアル

《内 容》

I. いじめ問題についての基本認識・・・・・・・・・・	2
1. いじめについて理解する	
II. いじめへの総合的な対応について・・・・・・・・	5
1. 支援体制の確立	
III. いじめの未然防止のために・・・・・・・・・・	7
1. 未然防止の取組の重要性	
2. 校内体制の整備	
3. 校内研修の充実を図る	
4. 未然防止に向けての手だて	
IV. いじめの早期発見・早期対応について・・・・・・・・	11
1. いじめを早期に発見する手だて	
2. いじめの早期対応	
3. 丁寧な保護者への対応	
V. ネット上のいじめへの対応について・・・・・・・・	15
1. ネット上のいじめとは	
2. ネット上のいじめの対応	
3. ネット上のいじめ等に対する対応の充実	
VI. Q-Uを活用したいじめ防止について・・・・・・・・	19
1. 早期発見のために	
2. 予防（未然防止）のために	
VII. いじめがあった場合の事務手続き・・・・・・・・	20
1. 教育委員会への報告	
VIII. 参考資料	
●いじめ報告の流れ・・・・・・・・・・	22
●いじめ発見チェックリスト・・・・・・・・	23
●いじめ対応～五箇条～・・・・・・・・	24

I. いじめ問題についての基本認識

(本マニュアルの活用にあたり)

いじめをなくすということはもちろん大事なことでありますが、まず、子どもたちや教職員が生き生きと生活し、学習できる居心地の良い居場所のある学校を作ることが心掛けていきましょう。

1. いじめについて理解する

(1) いじめの定義

・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

※個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

※なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

- 【注意1】 いじめには、多様な形態があることを鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにすること。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- 【注意2】 「一定の人的関係のある他の児童生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。
- 【注意3】 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 【注意4】 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- 【注意5】 けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より）

(2) いじめの特徴

①いじめの構造

- ・いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけにとらえることはできません。
- ・いじめは四層構造になっています。
 - *被害者・・・いじめられている子ども
 - *加害者・・・いじめている子ども
 - *観 衆・・・いじめをはやしたてる子ども
 - *傍観者・・・いじめを見て見ぬふりをする子ども
- ・観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになります。
- ・また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合があります。

②いじめの態様

- ・冷やかしからかい、悪口をいわれる。
- ・仲間はずれ、無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする。
- ・恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・メールや無料通話アプリ（SNS等）で悪口を書かれたり、仲間はずれにされる。
- ・その他

③いじめの問題性

<いじめられている子どもの気持ち>

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなります。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがあります。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。
- ・ストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向けることがあります。

<いじめている子どもの気持ち>

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わる必要があります。

- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがあります。

(3) いじめに対する姿勢

① いじめは人間として、絶対に許されない

- ・いじめは基本的な人権を侵す行為でもあることを教職員も理解したうえで、子どもたちに教えていく必要があります。

② いじめられている子どもやいじめの事実を教えてくれた子どもを絶対を守る

- ・被害にあっている子どもや教えてくれた子どもがさらなる被害にあわないためにも学校全体でその子どもたちを守っていくという強い姿勢を教職員全員が持ち、子どもたちに示していく必要があります。

③ いじめられている子どもの立場に立つ

- ・いじめは「子どもがその行為をいじめと感じているもの」の考えを基本に、子どもの悩みや気持ちを真剣に受止め、適切な対応、迅速な解決を図る必要があります。

④ 家庭、学校などが一体となって取り組む

- ・学校全体でいじめを許さないという意識を持って対応するとともに、いじめの問題への基本的な考え方を家庭でも徹底してもらうことが必要です。

Ⅱ. いじめへの総合的な対応について

1. 支援体制の確立

(1) いじめ対応のシステム化（組織的な対応）

- ・各校で策定した「いじめ防止基本方針」により、いじめに対する基本的な考え方や対応の方向性を学校全体で共有してください。
- ・いじめが生じた際には、各校に設置されている「いじめ防止対策委員会」を開催するなど、学校全体で対応してください。
- ・職員が連携し、スムーズな支援を実施するため、それぞれの職員がどのような対応をし、連絡や報告がどのように行なわれるのか（支援の流れ、対策会議等の位置づけ、話し合う内容、役割分担を明確にする）など校内体制を整備しておくことが大切です。

(2) 警察や関係機関等との情報共有体制の構築

- ・いじめにおいては、特にいじめられている児童生徒の生命または身体の安全が脅かされたり、犯罪行為として扱うべき事案は、警察と連携して対応する必要があります。
- ・警察や関係機関等との相談や通報を確実にを行うため、連絡窓口となる担当教職員を指定し、教職員間で確認しておくことが大切です。

(3) いじめの認知に関する考え方

①いじめの認知は学校長が最終判断をして報告する

- ・学校で認知したいじめに関しては、学校長が最終判断をして、教育委員会（教育支援センター）に報告してください。

②いじめの認知件数が多いことは必ずしも悪いことではない

- ・いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩です。
- ・認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考えます。
- ・認知件数が多い、少ないに関わらず、認知した案件を、どれだけ、どのように解決したかが大切です。

(4) 教職員間の密な連携

①情報を共有する（担任や一部の教師だけで問題を抱え込まない）

- ・いじめの相談を受けた場合など、責任感などからひとりで抱え込んでしまうケースも見られます。いじめの実態をきちんと把握するためにも学校全体で情報を把握し、全員で問題解決にあたってください。

②自分が担当する学級や学年でなくても状況はきちんと把握する

- ・学校でのいじめの実態を全て把握することは難しいことから、よりきちんと把握するため担任や該当学年の教員だけに任せるのではなく、教職員全員で見守ることを心がけましょう。

Ⅲ. いじめの未然防止のために

1. 未然防止の取組の重要性

学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものといえます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことの無いように、未然防止を図ることがなによりも重要です。

(1) いじめを許さない子どもを育てる

①問題が発生しにくい学校風土をつくる（未然防止）

- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土をつくる（未然防止）」という考え方への転換が必要になっております。

②加害者にさせない未然防止

- ・被害者を守ることはもちろん重要なことではありますが、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められています。

2. 校内体制の整備

(1) 教育相談体制の充実

①訪問しやすい環境づくり（相談室等含む）

- ・休み時間や放課後など何気ない会話の際でも訪れることができるように工夫をしましょう。
- ・何気ない会話の中でも人間関係など子どもたちの状況を知ることができます。

②気軽に相談できる雰囲気づくり（人間関係の構築）

- ・日頃から子どもたちとのスキンシップや会話を大切にし、子どもの話を真剣にじっくりと聞く姿勢が大切です。

③安心して相談ができる信頼関係づくり（守る姿勢の実践）

- ・相談者が非難されたりしないように配慮をするとともに、子どもとの約束を守るなど信頼関係を壊さないようにしましょう。特に相談した子どもが特定されたり、内容が安易に漏れたりしないよう情報の管理は慎重に行ってください。

3. 校内研修の充実を図る

(1) スクールカウンセラー等の専門家の活用

①校内研修での位置づけ

- ・相談の技法（子どもへの対応の仕方、保護者への対応の仕方等）や子どもの様子、変化のとらえかた（見方）等について、専門家のアドバイスを受けるような研修を定期的に校内研修で位置づけて実施することが大切です。

(2) いじめと犯罪の関係について

①警察との連携・協力

- ・いじめは、児童生徒の生命または身体の安全が脅かされたり、犯罪行為として扱うべき事案もあることから、警察の考え方や手順等、研修に取り入れてみることも必要です。

4. 未然防止に向けての手だて

(1) 好ましい人間関係が保たれた学級づくりをめざす

①教師と子どもたちとの信頼関係を築く（ふれあいや対話を大切に）

- ・普段から子どもたちとの会話や触れあいの機会を増やし、子どもたちにとって身近な存在であるとともに、子どもたちから信頼されるため、ひとりひとりの子どものことを親身になって考え、対応するように努めてください。

②いじめに対する毅然とした態度を教師自らが示す

- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめられている子どもやいじめの事実を教えてくれた子どもを守る」という姿勢を学級全体に意識させるため、教員自らがそのことを示し、子どもに教えてください。

③相手への配慮をする（不用意な発言はしない）

- ・その子の特徴などを冗談で話題にした後、そのことをネタにからかいや冷やかしが行なわれることもあるので、言動には十分に注意をしましょう。

④道徳、特別活動、総合的な学習の時間を活用

- ・いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付ける等で、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図りましょう。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努めましょう。

⑤発達障害の傾向がある子どもたちへの対応

- ・発達障害の診断を受けた子やその傾向が疑われる子は、個々の特性からいじめに関わることがあります。
- ・このような子どもたちは、特に注意した日常観察が必要であり、校内で位置づけされている「特別支援教育コーディネーター」とも情報交換をするなど、実態把握に努めてください。

⑥Q-U 検査の活用

- ・いじめ被害の可能性の高い子どもを早期に発見できるなど、学級経営に有効な資料が客観的に得られる、Q-U 検査の活用も推奨いたします。

(2) 過去の人間関係を把握する

①小学校と中学校のていねいな引き継ぎ

- ・いじめの問題が大きくなったとき、双方の話を聞いていくと過去のトラブルが原因となっていたり、人間関係で課題を抱えていたりすることがあります。
- ・これらをあらかじめ把握しておき、配慮することで、トラブルを最小限に抑えることもできます。

②学年が変わるとき

- ・小中間での引き継ぎがあり、学級編成などで配慮があっても、学年が変わる際に引き継ぎがなされず、トラブルになってしまったケースもありました。クラス替えや担任が変わるときなど注意をしてください。

③転校があったとき

- ・年度途中での転校があった場合にもできるだけ前任校から該当児童生徒の学校での様子や得意なこと、苦手なこと、また家族に関わることなど情報を入手しておきましょう。

(3) 子どもたちの小さな変化を見逃さないように意識をする

①チェックリストを活用する

- ・子どもたちは事が大きくなる前に必ずなんらかのサインをだしています。普段と

違った様子が見られるようになった場合は要注意なので、日頃からチェックリストを参考にそれぞれの項目について、子どもたちの様子を確認してみてください。

②休み時間などの見守りを行なう（巧妙ないじめの把握）

- ・子どもたちは“いじめ”がいけないことだとわかっているので教師や大人から隠そうとします。子どもたちも必死で隠そうとしますので、いじめの事実を全て把握することは難しいことです。
- ・だからこそ、教師や大人は最大限それを見つける努力をしてください。

（４）子どもたちが自ら考える活動を推進する

①児童会や生徒会での活動を勧める

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会や生徒会が主体となって取り組める活動を積極的に導入して下さい。
（ポスターや標語の作成等）

②いじめについて考える機会（グループでの話し合い等）の設定

- ・いじめが起きる集団においては、自分を守ること一杯になり、相手のことを思いやったり、いじめられている子どもの気持ちを理解する余裕はありません。
- ・いじめられた子どもの気持ちや心の傷を理解するため、自分がいじめられたらどう思うのかなどを考えさせる機会を道徳の時間等を活用してみましょう。

（５）保護者や地域への情報発信

①日頃の実践を情報発信する

- ・日頃からの学校での考え方や実践に関して、学校だより等で情報を発信するとともに、保護者からの訴えに対しては、真摯に受け止めて対応して下さい。

②地域からの意見を大切に（学校支援推進員の活用）

- ・各学校で設置されている学校支援推進員（学校評議員）を招いての会議にあたっては、いじめに関する実践等の情報提供を行って、取り入れるべき意見・提案は積極的に取り入れるようにしましょう。
- ・また、地域にもいじめ等を発見した際の学校への連絡方法等を周知しておきましょう。

Ⅳ. いじめの早期発見・早期対応について

1. いじめを早期に発見する手だて

(1) アンケートの活用

①年2回以上のアンケート調査

- ・子どもたちは、いじめの事実を話すことで余計にいじめられたり、自分がいじめられたりすることを考え、なかなか相談しづらいことから、子どもがいじめの事実を訴え易いよう年2回以上のアンケートで把握することは有効です。
- ・ただし、アンケートに頼って、子どもたちの様子を見ることがおろそかにならないように注意をしましょう。

②アンケート調査後の実態調査

- ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などには、スクールカウンセラー等の助言を得ることも有効です。
- ・「いじめられたことがある」と答えた児童生徒一人一人への聞き取り等にあたっては、日頃の学校生活における状況確認を行ったうえで実施しましょう。

(2) 教職員間での情報共有を心がける

①複数の教職員の目による発見

- ・教師ひとりだけで、全ての子どもの状況を把握することは不可能に近いことです。
- ・教職員全員で見守ることで、より子どもたちの状況を把握することができます。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながります。
- ・また休み時間、昼休み、放課後の校内巡視を計画的に行うことも発見を容易にします。
- ・各教職員が、担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教職員や保護者等の目に触れるようにしておきましょう。

②養護教諭やスクールカウンセラーなどとも情報交換は密にする

- ・また、自分が抱える悩みを養護教諭やスクールカウンセラーなど担任以外に相談している子どももいることから、教職員全員で情報を共有するようにしましょう。
- ・ただし、子どもと相談を受けている人との信頼関係は壊さないように十分な配慮は忘れないようにしてください。

2. いじめの早期対応

(1) いじめ問題はチームで対応する

①担任や一部の教職員が抱え込まない

- ・ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことが大原則です。
- ・ いじめ問題は、チームで対応することを原則としましょう。
- ・ いじめ対策の担当者を明確にしておくことが大切です。

②慎重な判断とていねいな対応をする

- ・ 片方だけの話を聞いて安易に決め付けたり、子どもの普段の様子による思いこみや先入観で判断したりしないようにしましょう。
- ・ 事実をきちんと把握し、整理したうえで対応をしてください。

③形式的な謝罪や仲直りで済ませない

- ・ 無理やり謝らせても、いじめた子どもがそのことを理解し、反省していなければかえって相手に対し恨みを募らせ、さらにひどいいじめになることもあります。

(2) いじめられている子どもへの対応

①心に傷を負った場合の精神的ケア

- ・ いじめられている子どもの立場に立って、話を聞いてあげてください。
- ・ その子どもと一番信頼関係ができている教員が話を聞くことが望ましいことです。状況によってはスクールカウンセラーの活用なども検討してください。

②時間をかけていじめに関わった子ども同士の間関係の修復に努める

- ・ 仲直りの機会などは、対応が遅くなり事態が悪化することもあります。対応の方向性が定まらないままあせって対応して事態が悪化することもありますので、いじめられた子どもの精神状態や意向などを尊重し、慎重な見極めをお願いします。
- ・ また、その後についてもいじめが再発しないよう見守ることが必要です。

③守る姿勢の実践（秘密の保持、見回り、ＴＴ等の配置など）

- ・ いじめがあった場合には、子どもたちに“絶対守る”という姿勢を示す必要があります。いじめの事実を教えてくれた子どものことを秘密にし、場合によっては、教師がその事実を発見したように持っていかななくてはなりません。
- ・ また、いじめの再発防止や拡大を防ぐためにもいじめられた子どもをしっかり見守る体制をとる必要があります。

(3) いじめた子どもへの対応

①いじめた子どもの話をていねいに聞く

- ・いじめた子どもの話を聞かずに一方的に叱るだけでは、反省も納得もしないままになり、かえってこじれてしまうこともあります。まずはいじめた子からもていねいに話を聞きましょう

②いじめられている子どもの気持ちを理解させる

- ・いじめられた子どもの精神的苦痛に気付かせるとともに、いじめは人権を侵害する行為であることを認識させてください。

③思いやりの心や規範意識の育成

- ・自分の行為を見つめなおし、温かい人間関係づくりと相手のことを気遣うことができるやさしい心を育む指導を継続してください。

(4) 周囲の子どもへの対応

①いじめられている子どもの気持ちを理解させる

- ・仕返しや同じようないじめが行なわれないように自分の行為を見つめなおす機会を設けるなど自らが反省し、行為を繰り返さないための働きかけをして再発防止、二次的いじめの防止に向けた指導を行ってください。

②いじめの事実を話すことは立派な行動であることを理解させる

- ・いじめの事実を教師や大人に話すことで「チクった」などと言われ、裏切り者扱いされるため、悪いことをしたと錯覚をしてしまいますが、そのような錯覚をしないために、「いじめは絶対に許されない行為である」と認識させ、勇気を持って行動できる正義感を育む指導をお願いします。

(5) 関係機関との連携

①日頃からの情報交換

- ・深刻ないじめの解決には、教育委員会（教育支援センター）はじめ、こども相談センターや中央児童相談所、また場合によっては、警察や医療機関等との連携が不可欠です。

3. 丁寧な保護者への対応

(1) 保護者対応での心がけ

①いじめられている子どもの保護者への対応（家庭訪問などで直接話をする）

- ・電話などでは、学校側の真意などが伝わらないこともあり、誠意を示すためにも直接会って話をするようにしてください。

②いじめている子どもや周りの子どもへの指導、改善策について具体的に説明する

- ・保護者の理解を得るために、いじめを解決するための対応策は、できるだけ具体的に示しましょう。

③対応の経過をこまめに伝える

- ・保護者は常に学校の対応を気にし、できるだけ早い解決を求めています。同時に解決するまで不安も抱えています。連絡がなければ不安が増幅し、やがて不信感に変わります。
- ・いつまでに何をするのか、結果はどうだったのかをきちんと伝えるようにしましょう。

④不用意な発言はしない

- ・子どもや保護者の心情を理解し、いじめられている子どもを非難する発言（いじめられている子どもにも問題はあったなど）は絶対にやめてください。保護者とのトラブルになることもあります。

(2) いじめている子どもの保護者への対応

①家庭訪問などで直接話をする

- ・思いやりの心や規範意識を育むために学校での指導はもちろん、家庭での指導も不可欠です。
- ・事実を正確に伝え、今後の子どもへの関わり方など学校の対応を具体的に説明して共通理解をするなど、家庭の協力を得るようにしましょう。

V. ネット上のいじめへの対応について

1. ネット上のいじめとは

(1)「ネット上のいじめ」の特徴

・「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもが悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。

「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されています。各校においては、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の早期発見・対応等に向けた取組を行っていく必要があります。

ネット上のいじめの特徴			
不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。	インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。	インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。	保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2)「ネット上のいじめ」の類型

①掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

- I) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み
- II) 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載
- III) 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う

②メールでの「ネット上のいじめ」

- I) メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
- II) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
- III) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う

③その他

・口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みの事例などがあります。また、最近の事例では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して、誹謗・中傷の書き込みを行うことが増加してきています。「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられます。

2. ネット上のいじめの対応

（１）「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応

①被害児童生徒への対応

・「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要です。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切です。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行くことが重要です。

②加害児童生徒への対応

・加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要です。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある場合があります。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されています。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められます。

③全校児童生徒への対応

・「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要です。

掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えましょう。

(2)「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

・「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要です。

加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要です。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となります。

3. ネット上のいじめ等に対する対応の充実

(1) 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

・「ネット上のいじめ」を予防する観点から、また、「ネット上のいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられます。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく必要があります。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達の段階に応じて情報モラルを取り扱っていく必要があります。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイト等を活用することが有効です。

情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要です。その際には、外部の専門家を講師として招き、教員の研修を行うことなども考えられます。

情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

＜インターネットの特殊性を踏まえて＞

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

【子どもたちの心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
あの子がやっているなら…

(2) 保護者への啓発と家庭・地域との連携

・「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはなりません。そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要があります。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要となります。

学校においても、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要があります。学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になります。

保護者会等で伝えたいこと

<未然防止の観点から>

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

(参考：文部科学省「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け) H20.11)

VI. Q-Uを活用したいじめ防止について

Q-Uは不登校予防といじめ問題の把握につながる心理テストとして開発されたものです。いじめの早期発見、未然防止の二つの観点からQ-Uを活用しましょう。

1. 早期発見のために

「いじめ発見のきっかけ」として*アンケートは有効です。教師の観察だけでは見えないいじめの早期発見と予防（未然防止）として活用しましょう。

具体的には、学級満足度尺度（いごちのよいクラスにするためのアンケート）で侵害行為認知群、または学級生活不満足群と判定され、かつ、学校生活意欲尺度（やる気のあがるクラスをつくるためのアンケート）の友人関係得点が低い子どもは、いじめ被害や悪ふざけを受けている可能性があります。さらに、質問に対する回答に注目することで、いじめ被害にあっている児童生徒を発見することができます。

『*いごちのよいクラスにするためのアンケート（小学校4～6年生用）から』

- あなたはクラスの人にいやなことを言われたり、からかわれたりして、つらい思いをすることがありますか。
- あなたはクラスの人にぼう力をふるわれるなどして、つらい思いをすることがありますか。
- あなたはクラスの人にばかにされるなどして、クラスにいたくないと思うことがありますか。
- あなたはクラスの人たちから、ムシされているようなことがありますか。

また、アンケートは学校独自で行ういじめを直接問うアンケートなどと組み合わせることで、より正確に実態を把握することができます。計画的なアンケートの実施を工夫しましょう。

Q-Uの結果は学年や学校全体で共有し、教育相談（面談や懇談）にも活用しましょう。

2. 予防（未然防止）のために

学級満足度尺度の学校生活満足群の数値が高い学級では、不登校やいじめの出現率は低くなります。学級集団の実態を把握し、学級経営に反映させることで、いじめが起きないよりよい学級集団づくりのために活用しましょう。

また、学校全体としては、Q-Uを共通尺度とすることで、いじめのない学校風土の育成にも活用しましょう。

（参考）

- 北海道教育委員会 平成24、25年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 2015年
- 河村茂雄「学級集団アセスメントQ-U 楽しい学校生活を送るためのアンケート 小学校」図書文化
- 河村茂雄「学級づくりのためのQ-U入門」 図書文化 2006年

Ⅶ. いじめがあった場合の事務手続き

1. 教育委員会への報告

(1) 軽微な事案の場合

①教職員が発見したり、アンケート等で把握した場合

- ・毎月10日までに別記第2号様式（いじめの状況報告書）にていじめの件数、態様について報告することになっています。

②児童生徒や保護者等から相談（通報）があった場合

- ・毎月10日までに別記第3号様式（いじめ通報報告書）にて報告することになっています。
- ・通報を受けた場合は、事実の確認を行うとともに、事実があったとしてもなかったとしても事実確認の結果報告が必要となります。

（いじめ防止対策推進法 第二十三条二項による）

(2) 深刻な事案の場合

①市が定める深刻な事案

- ・いじめが発生して2週間以上経っても解決していない事案
- ・ひとりまたは少数の児童生徒に対し、集団または組織的に嫌がらせなどが繰り返し行われている事案
- ・金品のたかりや暴力が繰り返し行われている事案
- ・保護者や関係機関を巻き込んでいる事案
- ・ターゲットとされやすい児童生徒の事案
- ・対象を変えいじめを行う児童生徒の事案
- ・いじめが原因で学校を欠席することになった事案
- ・その他緊急を要したり、教育委員会等との連携や報告が必要と判断した事案

②対応の流れ

- ・事実を確認した時点で第1報（速報）として別記第1号様式（いじめ指導経過報告書）にて教育委員会に報告してください。
- ・速報では、いじめの状況、指導の方向性について記載してください。
- ・状況や内容によって教育委員会からさらなる詳細な内容についての確認や指示がある場合もあります。
- ・事案が解決した時点で、指導の経過及び結果を加えて、最終報告をしてください。

(3) 重大事態の場合

① 重大事態とは

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ 相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあるとき

【注意１】 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断します。例えば

- ・ 子どもが自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。

【注意２】 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安にします。

② 対応の流れ

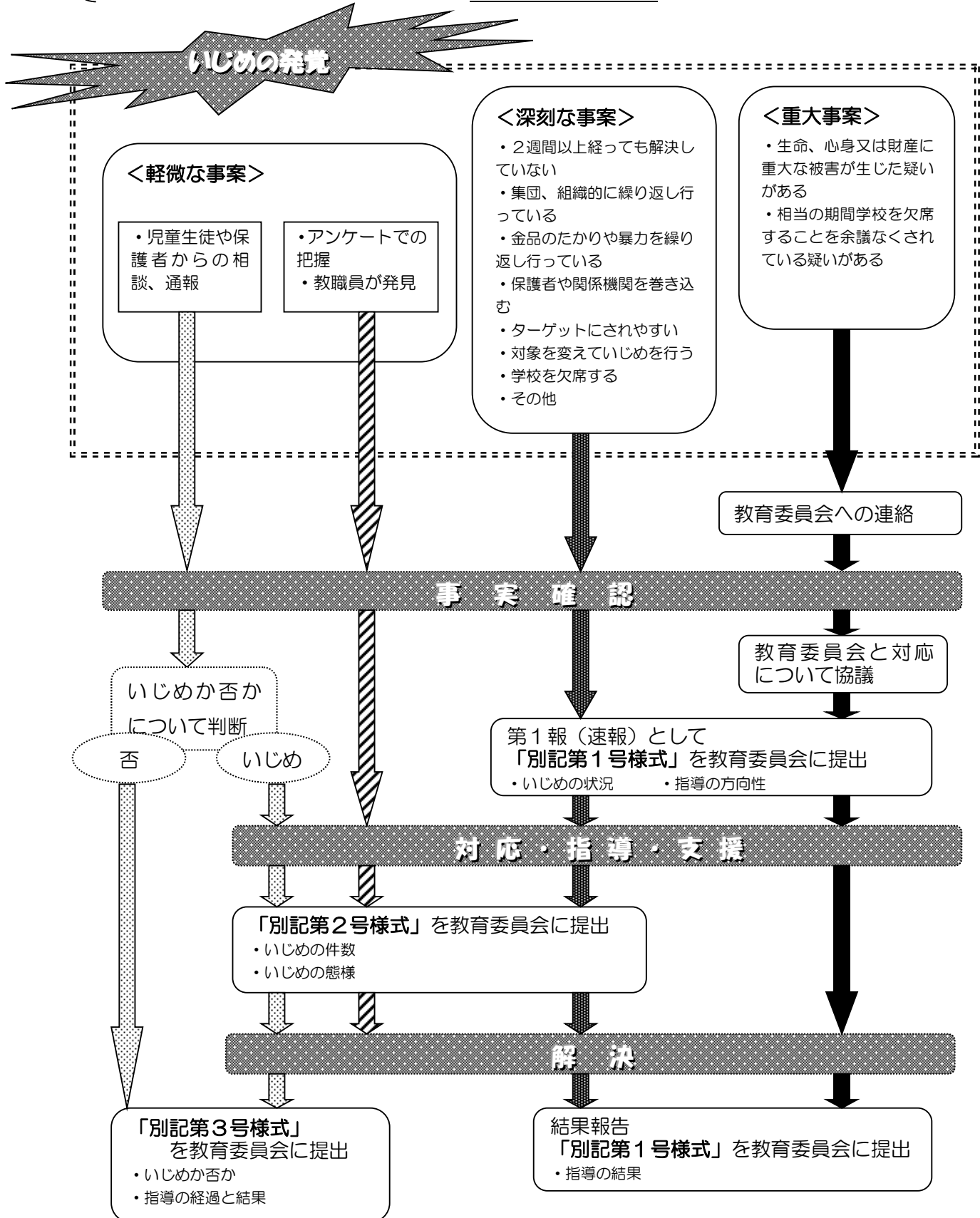
- ・ 事実を把握した時点で電話または口頭で教育委員会に報告をし、指導、助言を求めてください。
- ・ 事実が確認できた時点で、速報として別記第１号様式（いじめ指導経過報告書）を教育委員会に提出してください。
- ・ 教育委員会または設置される調査組織などと連携、協力し事実の確認や対応にあたってください。

いじめの報告の流れ

◎児童生徒や保護者から相談・通報があった場合は結果いじめであってもなくても第3号様式の提出が必要となります。

◎いじめがあった場合は必ず第2号様式を提出してください（いじめがなかった場合は提出の必要はありません）

◎別記第2号様式及び第3号様式は 毎月10日まで に提出願います。



いじめ発見のチェックポイント

	子どもの名前
< 登校時 >	
遅刻・欠席が多い	
元気がなく、表情がさえない	
自らあいさつをしない、他の子どもからの声かけもない	
< 授業時 >	
忘れ物が多い	
持ち物が紛失したり、落書きされたりする	
体調不良を訴えてトイレや保健室に行きたがる	
グループ活動で孤立しがちである	
発言すると冷やかしかやざわつきがある	
一人だけ授業に遅れてくることがある	
< 休み時間 >	
教室や廊下に一人であることが多い	
友だちと一緒にいるときも表情が暗かったり、おどおどしている	
用もないのに保健室や職員室に来る	
理由もなく、服が汚れていたり、怪我をしたりしている	
遊びやふざけの中で笑われたり、命令されたり、嫌な役をしている	
周りが避けたり、ちょっかいをかけたりしている	
< 給食時間 >	
その子が配膳すると嫌がられる	
一人で黙って食べている	
食欲がない	
食べ物にいたずらをされる（盛りつけをしない、わざと多く盛る）	
< 清掃時間 >	
その子の机や椅子だけが運ばれない	
その子の机や椅子を乱暴に扱ったり、汚いものを触る扱いをする	
一人離れて掃除をしている	
< 放課後 >	
急いで下校する、または用もないのにいつまでも学校に残っている	
玄関や校門付近で不安そうな顔をし、おどおどしている	
他の子どもの荷物をよく持たされている	
靴や鞆、傘などの持ち物が紛失したり、いたずらされる	
下駄箱にいたずらをされる	
< その他 >	
カッターなど危険な物を持ち歩いている	
人権を無視したようなあだ名を付けられる	
教師と視線を合わせない、話すときに不安そうな表情をする	
叩かれる、押される、蹴られる、からかわれる	

いじめ対応

～ 五箇条 ～

- ー いの一番にほう・れん・そう
- ー じぶん一人で抱えない
- ー めを背けずに事実確認
- ー たいりつしない 保護者はパートナー
- ー おうえん要請 S S W ・ S C

(教育支援センター 76-8000)